

(令和8年度大仙市地域自立支援協議会全体会資料)

大仙市における 地域生活支援拠点等の整備について

令和8年5月

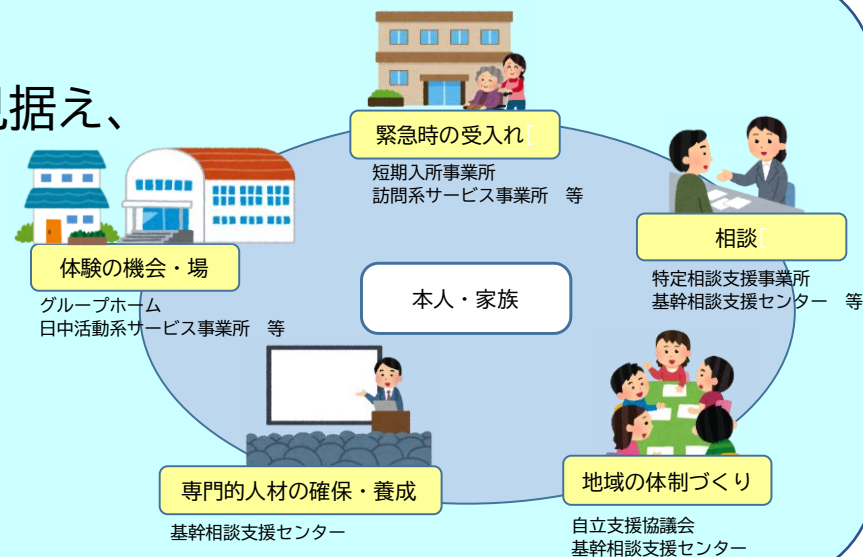
大仙市健康福祉部社会福祉課

■地域生活支援拠点等について

◇地域生活支援拠点等とは

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、
居住支援を行うための次の5つの機能を持つ体制。

- ①相談
- ②緊急時の受入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり



◎大仙市における地域生活支援拠点等の整備

複数の機関（事業所）が分担して5つの機能を担う「面的整備型」の方法で、
それぞれの機能を担うことができる事業所から「地域生活支援拠点等事業所」
として登録していただくことにより体制の整備を進めています。

地域生活支援拠点等の整備について

■事業所登録状況（令和8年5月1日現在）

事業所名	事業の種類	担う機能				
		相談	緊急時の 受入れ・対応	体験の 機会・場	専門的人材の 確保・養成	地域の 体制づくり
大仙市基幹相談支援センターかのん	基幹相談支援センター	○	○		○	○
相談支援事業所かくまがわ	計画相談支援、障害児相談支援	○				
相談支援センター ほっと大仙	計画相談支援	○	○	○		○
大仙障がい者相談支援センターかしわ	計画相談支援、障害児相談支援	○				
大仙市社会福祉協議会相談支援事業所	計画相談支援、障害児相談支援	○				○
大仙市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護		○			○
水交会共同生活援助事業所	共同生活援助			○		
	短期入所		○			
グループホーム 銀のさじ (ショートステイ 銀のさじ)	共同生活援助			○		○
	短期入所		○			○
グループホーム しるべ	共同生活援助			○		
	短期入所		○	○		
かわ舟の里角間川	短期入所		○			
ふれあいの郷しみず	生活介護			○		
障がい福祉サービス事業所「ほっぺ」	就労移行支援、就労継続支援B型			○		○
ふれあいの郷まつくら	就労継続支援B型、自立訓練（生活訓練）			○		
13事業所※		5	7	8	1	7

※共同生活援助と短期入所併設の事業所は1事業所としてカウント。

■大仙市 地域生活支援拠点等ガイドライン

本人や関係者等が
共通理解のもとに行動するための
指針として作成

※適宜見直し予定

◎令和7年3月 第1版策定

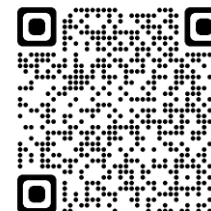
【主な内容】

- (1) 各機能の具体的内容
 - ・【相談】利用者の事前登録について
 - ・【緊急時の受入れ・対応】緊急時対応の流れ
- (2) 地域生活支援拠点等に係る加算
- (3) 事業所登録の手順
- (4) Q & A
- (5) 関係様式（利用者向け・事業所向け）

ガイドライン、様式データは大仙市ホームページからダウンロードできます。

◇掲載ページ「地域生活支援拠点等について」

コンテンツ番号：788 またはQRコードから→



大仙市
地域生活支援拠点等事業ガイドライン



令和7年3月
大仙市健康福祉部社会福祉課

■利用者向けパンフレット・リーフレット

ガイドラインに合わせて
適宜見直し予定

◎令和8年3月 公開

【パンフレット】

利用者向けに必要な情報を抜粋、分かりやすい表現で作成

- ・コーディネーターについて
- ・緊急時対応の流れ
- ・地域生活支援拠点等の利用例
- ・事前登録の案内

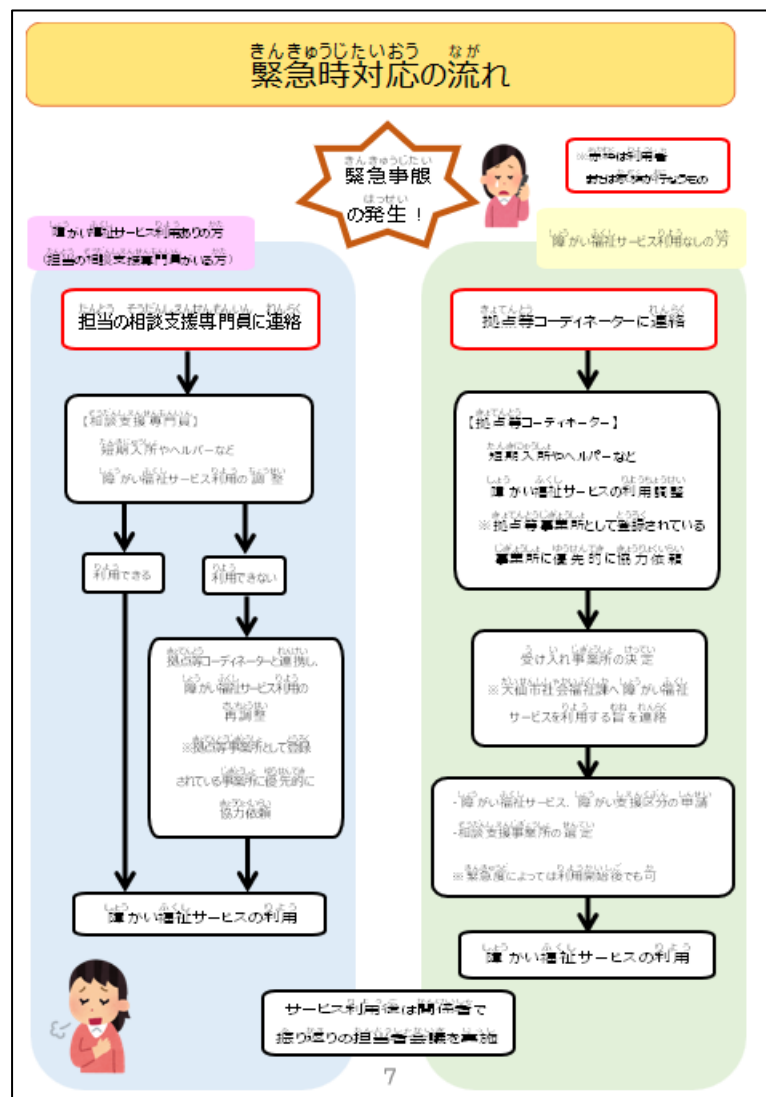
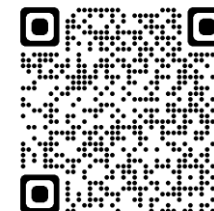
【リーフレット】

パンフレットから「緊急時対応の流れ」を抜粋

パンフレット・リーフレットも大仙市ホームページからダウンロードできます。

◇掲載ページ「地域生活支援拠点等について」

コンテンツ番号：788 またはQRコードから→



■地域生活支援拠点等コーディネーターの配置

令和7年度から「大仙市基幹相談支援センターかのん」に地域生活支援拠点等コーディネーターを配置（基幹相談支援センターの業務の一部として位置づけ）。

◎地域生活支援拠点等コーディネーターの主な役割

- ・ 事前登録申し込みの受付、台帳管理、利用が想定される事業所等との情報共有
- ・ 緊急時における障害福祉サービス（短期入所、居宅介護等）利用の調整

※障害福祉サービスの支給決定を受けていない（担当の相談支援専門員がいない）場合

- ・ 地域の社会資源に係る情報の集約、相談支援事業所等への提供

【コーディネーター連絡先】

大仙市基幹相談支援センターかのん（地域サポートセンター川音 内）

TEL：0187-65-2003



■令和8年度の主な取組（予定）

◎事業の周知

➡民生児童委員協議会での事業説明

◎緊急時に支援が必要な方の事前登録の促進

➡対象になり得る方がいないか掘り起こし

まずは登録事業所の利用者や障がい者相談支援事業（委託相談）での相談ケース等から

◎登録事業所増加のための勧奨

➡訪問系サービス（緊急時の対応）、相談支援（相談）を重点的に
直接勧奨、会議の場等での説明・呼びかけ

「大仙市地域自立支援協議会 地域生活支援拠点等推進委員会（※）」で
協議を行いながら体制整備を進めていきます。

（※）登録事業所の担当者、事務局、市担当者で構成する会議体

